



4月23日は町議会議員選挙の投票日です！

町民の代表である町議会議員を決める  
大切な選挙です。  
皆さまそろって投票しましょう。



町議会議員選挙 告示日 4月18日(火) 投票日 4月23日(日)

#### 投票できる人

次の年齢および住所の要件を満たした町の選挙人名簿に登録されている人です。

**年齢**：日本国籍をお持ちで、平成17年4月24日以前に生まれた人(満18歳以上)

**住所**：令和5年1月17日以前に住民登録をし、引き続き町内に住んでいる人

※投票までに他市町村に転出された人は投票できません。

#### 投票場所

投票日当日は、お住まいの地区により指定される町内13カ所の投票所で投票してください。指定された投票所は入場券に記載されています。

#### 投票所入場券

入場券は、4月18日(火)以降に各世帯に郵送します。入場券は一人分ずつ切り離して、投票所にお持ちください。なお、選挙人名簿に登録されている人であれば、入場券が届いていない場合や紛失した場合などでも投票は可能です。(本人確認の際に身分証明書などの提示を求める場合があります)

#### 期日前投票

投票日に投票に行くことのできない場合は、期日前投票を利用しましょう。また、投票日当日に投票所に人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。

**期間**：4月19日(水)から22日(土)まで

**時間**：8時30分から20時まで

**場所**：町役場2階研修室

#### 不在者投票

次のような人は不在者投票ができます。詳しくは、町選挙管理委員会までお問い合わせください。

- ・投票日に仕事や出産などで町外に滞在する人
- ・指定病院・指定老人ホームなどに入院・入所している人
- ・身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けており、一定の要件に該当する人および介護保険の被保険者証に要介護状態が「要介護5」と記載されている人

#### 開票

開票は、4月23日(日)21時から町中央公民館中ホールで行います。なお、有権者の参観は自由です。ただし、開票状況などに関する電話での照会は、事務に支障をきたしますのでご遠慮ください。

#### その他

町選挙管理委員会では、自分で投票所まで移動することが困難な人の投票機会を拡充することを目的として移動支援を行います。移動支援の利用方法は、広報養老4月号と同時配布しているチラシにてご確認ください。